

福島県青少年育成県民会議会長表彰要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、日常、地域で地道に、しかも優れた活動を展開している青少年、青少年団体・グループ、青少年指導者及び青少年育成団体等（以下「青少年等」という。）を表彰し、その活動を奨励するとともに、一般への周知を図り、もって青少年の健全育成に資することを目的とし、これに必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2 この表彰は、県内に居住する者及び県内に活動母体を有する青少年団体・グループ、並びに青少年育成市町村民会議等を対象として行う。

(表彰の区分及び対象)

第3 表彰の区分は、次のとおりとし、当該表彰の区分に対応する表彰の対象は別表に定めるとおりとする。

青 少 年 の 部
善 行 青 少 年 の 部
青少年団体・青少年育成団体の部
青 少 年 指 導 者 の 部
青少年育成市町村民会議の部
青少年健全育成功労者の部

2 表彰の対象となる活動については、常時又は定期的に継続しているもので、その活動の期間が表彰を実施する年度の9月30日現在に引き続く次の表彰区分ごとに定める年数以上であるものとする。

青 少 年	3 年
青少年団体・青少年育成団体	5 年
青 少 年 指 導 者	10 年
青少年育成市町村民会議	5 年
青少年健全育成功労者	5 年

(被表彰候補者の推せん)

第4 この表彰の対象とする青少年等の推せんは、福島県青少年育成県民会議会長（以下「県民会議会長」という。）から推せんを依頼された者が別記様式1から3までにより行う。

(被表彰青少年等の決定)

第5 県民会議会長は、推せんを受けた青少年等について、審査会の審査に付し、表彰の対象とする青少年等を決定する。

2 審査会に関して必要な事項は、別に定める。

(表 彰)

第6 表彰は、青少年健全育成推進大会において、県民会議会長が表彰状及び記念品を授与して行う。

(表彰の除外)

第7 青少年の健全育成等社会教育の功績を対象とした内閣総理大臣、国務大臣、福島県知事、県民会議会長の表彰を受けたことのあるものは、表彰の対象としないものとする。

ただし、団体の部については、表彰後10年を経過したものは、除外の対象としない。

2 故人は、表彰の対象としないものとする。

(表彰の欠格事項)

第8 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、表彰の対象としないものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年3月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

福島県青少年育成県民会議会長表彰要綱・・・別表

表彰の区分	表彰の対象
○ 青少年の部	6歳以上30歳未満の青少年で、学校、地域社会、団体・グループ等の活動に積極的に取り組み、又は指導等を率先して実践する等他の青少年の模範となる活動を行っている者。
○ 善行青少年の部	6歳以上30歳未満の青少年で防犯、防火、人命救助等の善行で県民の称賛に値する行為をした者。
○ 青少年団体・青少年育成団体の部	科学研究活動、芸術・文化活動、スポーツ活動、社会奉仕活動等で青少年の健全育成に成果をあげている団体。
○ 青少年指導者の部	青少年育成に従事している指導者で、青少年の団体・グループの組織づくりとその育成指導に貢献し、成果をあげた活動を行っている者又は、青少年の保護・育成・指導及び非行少年の補導に貢献し、特に成果をあげた活動を行っている者。
○ 青少年育成市町村民会議の部	青少年育成県民運動の推進を目的とする住民参加の組織が形成され活発な活動を長期にわたり展開しており、県内及び全国の市町村民会議の模範となる活動を行っている市町村民会議。
○ 青少年健全育成功労者の部	青少年育成県民運動の推進に寄与し、その業績が特に優れている者又は、青少年の健全育成に資するため、多額の私財を提供する等その功績が著しい者及び団体。

備考

主として青少年の健全育成に関する業務に携わる公務員（常勤・非常勤を問わない）については、表彰の対象としないものとする。

福島県青少年育成県民会議会長表彰実施要領

(目的)

第1 この要領は、福島県青少年育成県民会議会長表彰要綱（以下「表彰要綱」という。）

第9の規定に基づいて表彰の実施について必要な事項を定めるものとする。

(推せん依頼)

第2 表彰要綱第4の規定により、福島県青少年育成県民会議会長（以下「県民会議会長」という。）は、次の者に対して推せんに依頼する。

- 福島県青少年育成県民会議会議員
- 各 市 町 村 長
- 各市町村教育委員会教育長
- 福島県行政組織規則（昭和53年福島県規則第9号）第22条に規定する部長（削除）
- 福島県教育委員会教育長（追加）
- 福島県警察本部長（追加）
- 福島県保健福祉部こども未来局長（追加）

(推せんの順位)

第3 推せんの対象となる者又は団体が複数となるときは、推せん者は順位を付して推せんするものとする。

(審査会の設置)

第4 表彰要綱第5の規定により、県民会議会長は、審査会を設置する。

2 審査会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

福島県青少年育成県民会議会長

福島県青少年育成県民会議常勤理事

福島県保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課長

福島県教育庁社会教育課長

福島県警察本部少年女性安全対策課長

3 審査会に議長をおき、県民会議会長をもって、これに充てる。

4 審査会の議事は、構成員の過半数をもって決する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。